

専門家派遣制度のご案内

商工会では、中小企業の方々が抱える様々な経営課題に対し、専門的な知識と経験を有する専門家を無料で派遣し、経営相談や技術指導、経営改善のアドバイスを行う専門家派遣制度を実施しています。

【伴走型小規模事業者支援推進事業】

- 内 容：経営分析及び経営計画策定に関するアドバイスを行う事業
- 対 象：小規模事業者

【事業継続力強化アドバイザー派遣事業】

- 内 容：事業承継や経営課題に関するアドバイスを行う事業
- 対 象：中小企業者、組合、任意グループ

【制度改正等の課題解決環境整備事業】

- 内 容：働き方改革、生産性向上、その他政策課題に関するアドバイスを行う事業
- 対 象：会社及び会社に準ずる営利法人、個人事業主、一定の要件を満たした特定非営利活動法人

【事業環境変化対応型支援事業】

- 内 容：エネルギー・物価高騰、インボイス、新型コロナ、省エネ、最低賃金引上げ、デジタル化など、事業環境変化に伴う課題解決を支援する事業
- 対 象：会社及び会社に準ずる営利法人、個人事業主、一定の要件を満たした特定非営利活動法人

【エキスパートバンク事業】

- 内 容：小規模事業者が必要とする専門的・実践的な技術や技能に関するアドバイスを行う事業
- 対 象：小規模事業者、創業者

【経営安定特別相談事業】

- 内 容：経営を左右するような重大な課題が発生した事業所に対して、弁護士等を派遣する事業
- 対 象：中小企業者

○過去の派遣実績

経営分析・経営計画策定、事業承継計画策定、補助金申請に係る事業計画策定、資金繰り支援、SNSを活用した販売促進、新商品開発、就業規則の見直し、現場改善・人材育成による生産性向上、法人成り、原価計算、取引先とのトラブル解決、創業計画、健康経営の導入、廃業支援など

○派遣した専門家

中小企業診断士／弁護士・司法書士／公認会計士・税理士／社会保険労務士／IT コンサルタント 他

※専門家派遣制度に関する申し込みは、商工会（担当：伊藤、多々納）までお問い合わせください。

松江市 商業・サービス業等省エネ対策支援事業補助金	松江市 製造業省エネ対策支援事業補助金
<p>中小企業者や個人事業者が電力・ガス等の価格高騰対策として、エネルギーコストの削減を図るために必要な設備機器の更新を行う事業。</p> <p>■募集期間 令和5年8月16日～令和6年2月29日</p> <p>■対象業種 飲食、卸・小売、宿泊、建設、医療・福祉、サービス業等（農林水産業、製造業除く）</p> <p>■お問い合わせ 松江市役所商工企画課 省エネ補助金担当 TEL：0852-55-5036</p> <p>※対象者、補助対象経費、補助率などは同封のチラシ又は松江市HPをご参照ください。</p>	<p>エネルギー価格高騰の影響を受けている市内製造業者が取り組む省エネ効果の高い生産設備等導入並びに製造現場の改善を支援する事業。</p> <p>■募集期間 令和5年7月14日～令和6年1月31日</p> <p>■対象業種 製造業のみ</p> <p>■お問い合わせ まつえ産業支援センター TEL：0852-60-7101</p> <p>※対象者、補助対象経費、補助率などは同封のチラシ又は松江市HPをご参照ください。</p>

商工会員アンケートへのご協力のお願い

この度、県内全商工会において「商工会員アンケート」を実施することになりました。

本アンケートは、商工会を取り巻く環境が大きく変化する中で、これまでの商工会の取組の検証と今後の商工会のあり方を検討するために実施するものです。

つきましては、下記の通り実施いたしますので、ご多忙の折とは存じますが、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

1. 送付物 (1) 商工会員アンケート1部
(2) アンケート返信用封筒1部

2. アンケート実施内容

- ・商工会ニュース (R5.Vol4) に同封の「商工会員アンケート」にご回答願います。
- ・ご記入後、返信用封筒 (後納郵便封筒) に入れて、**令和5年8月31日 (木)** までに最寄りの郵便ポストへ投函してください。

3. ご記入にあたって

アンケートは令和5年7月31日現在の東出雲町商工会員に送付させて頂いております。

回答内容は無記名ですので、貴事業所の名称やご担当者が特定されることはありません。

今後の事業運営に反映させたいと考えていますので、**是非とも忌憚のないご意見をよろしく願います。**

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある
自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

- 1 経営者のための退職金制度**
小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
契約者貸付けの利用が可能
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。
- 2 掛金は全額所得控除**
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
他にもこんな特徴があります。
共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。
- 3 受取時も税制メリット**
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

共済相談室 TEL. 050-5541-7171 【受付時間】平日 9:00~17:00

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

加入・掛金のご質問はこちらをクリック
24時間いつでもチャットで質問可能です

Be a Great Small. 中小機構

小規模共済 検索

小規模企業共済

ジョイメイトしまねが社員の皆様の福利厚生をサポートします!

●会費：一人月額**1,000円**(年間12,000円)

◎ジョイメイトしまねに加入すると以下のようなサポートが受けられます。

ニュース掲載ツアー 1,000円~10,000円割引	5年に1度 永年勤続 5,000円~10,000円給付	健康診断6,000円補助	宿泊付き 忘新年会2,000円補助
割引指定店 5%以上割引	ツアー2,000円割引 隠岐汽船1,000円割引	ドラレコ購入(5年に1度) ETC装着・セットアップ 各2,000円補助	抽選で お食事割引券 1,000円プレゼント
隔年 熟年夫婦旅行 10,000円補助	インフルエンザ予防接種 600円補助	祝い金・見舞金等給付	各種チケット購入補助

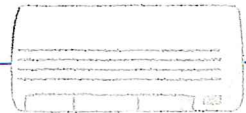
「2,100事業所・29,788人をサポート中」まずはお電話下さい! ジョイメイトしまね ☎(0852)28-6555

松江市商業・サービス業等 エネルギーコスト削減対策 支援事業補助金

のご案内

電力・ガス等の価格高騰対策として、中小企業者の皆さまがエネルギーコストの削減を図るために必要な設備機器の更新をする経費の一部を補助します。

対象者	次の①または②、③～④の要件を満たす事業者	
	①市内に本社または事業所を有する法人(大企業は除く) ②市内に事業所を有する個人事業者 ③飲食、卸・小売、宿泊、建設、医療・福祉、サービス業等(農林水産業、製造業除く) ④その他要綱に記載	
補助対象経費	次の①または②に該当するもの(①と②の併用はできません。)	
	①鳥根県商工会連合会が実施する、令和4年度第2回飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金の確定を受けた事業経費	②左記①以外で、エネルギーコスト削減に資する設備機器の更新経費
補助率	県補助率1/2以内の場合 ⇒市補助率 1/2 以内 県補助率2/3以内の場合 ⇒市補助率 1/4 以内	補助対象経費の 1/2 以内
補助額	上限50万円	10万円～19万9千円
申請期間	令和5年8月16日 から 令和6年2月29日	令和5年8月16日 から 令和5年12月15日



令和5年8月16日 受付開始

※詳細は市のホームページに随時掲載します。

【問い合わせ】松江市役所 商工企画課

専用ダイヤル 0852-55-5036(平日8:30~17:15)



製造業・水産業・農業の方は裏面をご覧ください

松江市製造業省エネ対策支援事業（原油価格・物価高騰対策）

エネルギー価格高騰の影響を受けている市内製造業者が取り組む **省エネ効果の高い生産設備等の導入並びに製造現場の改善**を支援する。


申請対象者 市内で製造業を主たる事業として営む中小企業者

1. 設備導入(省エネ対策)支援事業補助金 [担当:太田・小林]

令和5年4月1日以降発注OK!

ユーティリティ設備も対象!

既存の生産設備・ユーティリティ設備を省エネ効果の高い設備へ更新する経費を支援

対象	生産設備・ユーティリティ設備等の更新に要する経費	
申請期間	令和5年7月14日から令和6年1月31日まで ※予算がなくなり次第受付終了 ※事業完了:令和6年2月29日まで ※実績報告:令和6年3月8日まで(必着)	補助率 上限額 下限額
備考	補助対象経費の 1/2 以内 [上限] 300 万円 [下限] 20 万円	
	県の補助金との併用可 / 審査会なし(支援機関の確認必須) / ユーティリティ設備:生産設備を稼働させるために必要な電気、水、燃料、空気、熱・冷気等を供給する設備 / 空調設備、給湯器、変圧器、冷凍冷蔵設備、モーター、コンプレッサーなどが対象 / 現地調査有り / 新規導入不可 / 中古不可 / 更新前機器の撤去・廃棄に係る費用不可 / 導入設備によってはグリーン購入法やトップランナー制度を満たす必要あり。	


松江市HPへ

2. 現場改善(省エネ対策)支援事業補助金 [担当:太田・種野]

令和5年4月1日以降発注OK!

LED照明も対象!

生産設備・ユーティリティ設備の省エネ効果を高めることを目的とした製造現場の改善活動を支援

対象	省エネ効果を高める現場改善活動に要する経費等	
申請期間	令和5年7月14日から令和6年1月31日まで ※予算がなくなり次第受付終了 ※事業完了:令和6年2月29日まで ※実績報告:令和6年3月8日まで(必着)	補助率 上限額 下限額
備考	補助対象経費の 1/2 以内 [上限] 300 万円 [下限] 20 万円	
	県の補助金との併用可 / 審査会なし / 事業実施のための省エネ診断OK / 空調室外機の遮熱・遮光カバー設置、冷却管・蒸気配管等への断熱材取付、ダクト増設、遮熱シート設置、スマートメーター・インバーター設置、LED照明設置等 / 現地調査有り / 現場改善に伴う改修工事OK / 導入設備によってはグリーン購入法やトップランナー制度を満たす必要あり。	

松江市HPへ

【注意点】

実績報告:令和6年3月8日(金)まで

本事業は国の交付金を活用した事業のため、事業の完了後は速やかな実績報告にご協力ください。上記〆切を過ぎた場合、**補助金の交付ができない場合があります。**

県と市の補助金の併用を検討される場合は、**事前に松江市までご相談ください。**

問い合わせ先

松江市 産業経済部 まつえ産業支援センター

[TEL]0852-60-7101 / [MAIL]misc-hojokin@city.matsue.lg.jp